

貸借対照表

(2014年3月31日 現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,537,752	流動負債	12,081,202
現金及び預金	11,246	買掛金	9,569,071
売掛金	11,233,870	リース債務	211,577
仕掛品	107,260	未払金	852,588
貯蔵品	6,443	未払費用	409,167
前渡金	2,140	未払法人税等	131,705
前払費用	621,503	前受金	512,160
繰延税金資産	186,886	未払消費税	147,039
未収入金	114,229	預り金	247,891
立替金	132,340		
関係会社預け金	2,117,502		
その他の流動資産	4,327	固定負債	1,081,568
		リース債務	240,523
固定資産	1,863,453	退職給付引当金	737,211
有形固定資産	616,490	役員退職慰労引当金	17,419
建物	384,338	資産除去債務	65,776
工具、器具及び備品	138,018	長期前受金	14,600
リース資産	94,133	その他の固定負債	6,038
無形固定資産	432,316		
ソフトウェア	109,805		
リース資産	317,279	負債合計	13,162,770
電話加入権	5,231	(純資産の部)	
投資その他の資産	814,646	株主資本	3,238,434
長期前払費用	126,226	資本金	400,000
繰延税金資産	311,813	利益剰余金	2,838,434
敷金	336,984	利益準備金	68,600
保険積立金	35,196	その他利益剰余金	2,769,834
その他の投資等	10,175	繰越利益剰余金	2,769,834
貸倒引当金	△5,750	(うち当期純利益)	(532,291)
		純資産合計	3,238,434
資産合計	16,401,205	負債・純資産合計	16,401,205

(注)記載金額は単位未満を切り捨ててあります。

個別注記表

自 2013年4月 1日
至 2014年3月31日

1. 重要な会計方針

- | | |
|--------------------------------|--|
| (1)有形固定資産の減価償却方法
(リース資産を除く) | 旧定率法 (ただし、建物は定額法) |
| (2)無形固定資産の減価償却方法
(リース資産を除く) | 旧定額法
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間
(5年以内) に基づく定額法によっております。 |
| (3)リース資産 (有形) の
減価償却方法 | 所有権移転外ファイナンスリースについては、リース期間を耐用年数
とし、残存価額を10%として計算した定率法による減価償却費相当額
に9分の10を乗じる方法によっております。 |
| (4)リース資産 (無形) の
減価償却方法 | リース期間を耐用年数とする定額法によっております。 |
| (5)仕掛品の評価基準及び評価方法 | 個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切
下げの方法により算定) |
| (6)貯蔵品の評価基準及び評価方法 | 先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿
価切下げの方法により算定) |
| (7)引当金の計上基準 | |
| ①退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務
及び年金資産の見込み額に基づき計上しております。過去勤務費用に
ついては、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定
額法により、発生時より費用処理しております。数理計算上の差異に
ついては、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定
額法により、翌期より費用処理しております。
(追加情報)
当事業年度より自社採用社員の退職一時金にかかる退職給付債務の額
の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。これにより、当
事業年度の営業利益、経常利益、税引前当期利益がそれぞれ102百万円
減少しております。 |
| ②貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権に
ついては債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上すること
としております。 |
| ③役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を
計上しております。 |
| (8)収益及び費用の計上基準 | 請負工事にかかる収益の計上基準については、当事業年度末までの進
捗部分について成果の確実性が認められる総額1億円以上の工事につ
いては工事進行基準 (工事の進捗率の見積りは原価比例法) を、その他
の工事については工事完成基準を適用しております。 |
| (9)消費税の会計処理 | 税抜方式によっております。 |